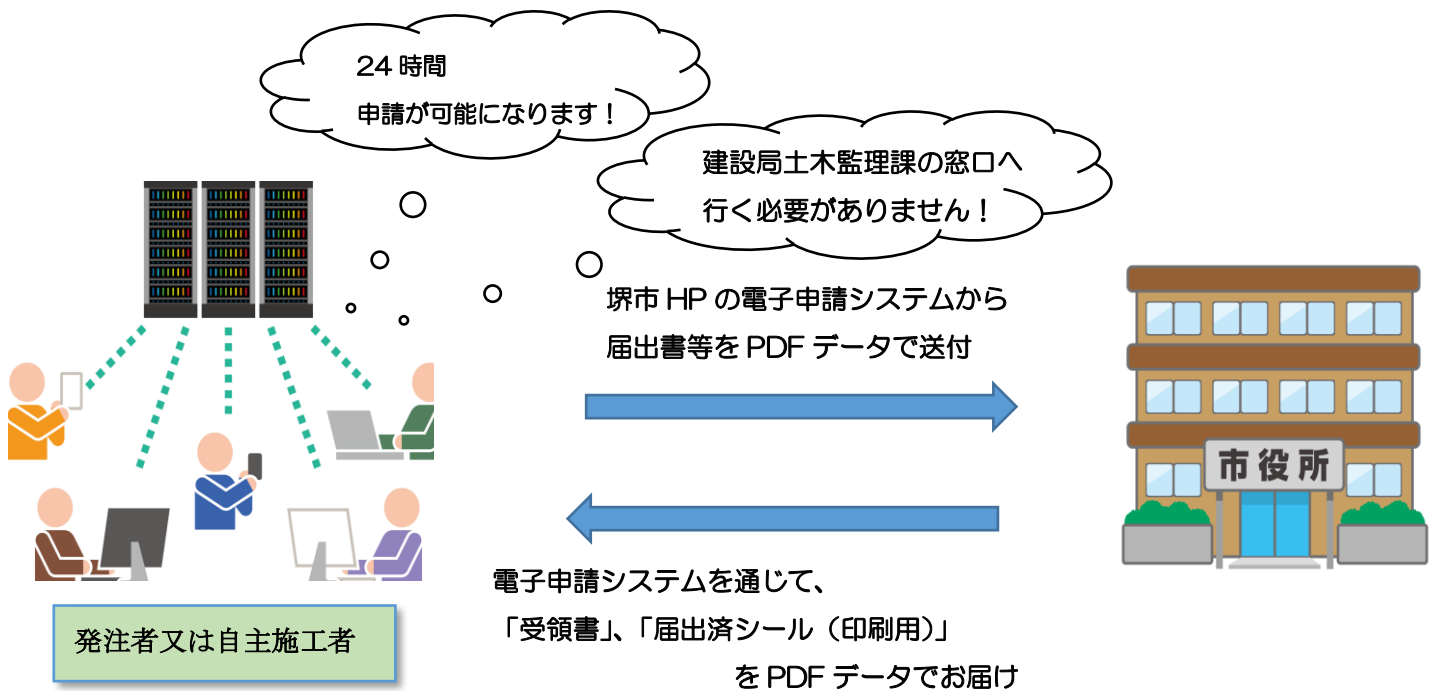


令和2年7月1日から

**建設リサイクル法に基づく届出が
電子申請システムで提出可能になります！**

対象工事：道路敷地内における工事

道路敷地外に係わる工事の届出については電子申請システムでの提出ができません。
建築都市局 開発調整部 建築安全課の窓口へ届出書を提出してください。



詳細は、裏面をご覧ください。

- ※ 代理の方が申請する場合、委任状（様式は任意）をご提出ください。（押印の必要はございません。）
- ※ 窓口による受付は、これまでどおり継続します。
- ※ 申請は24時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手7日前までになるように、電子申請手続きを行ってください。

お問い合わせ

建設局 土木部 土木監理課

(072)-228-7416 内線(4117)

電子申請による届出について

■ 届出の対象工事

「道路敷地内工事」に該当するもの。

※ **令和3年11月5日より**、委任状（様式は任意）の提出により、代理の方の申請も可能となりました。（押印の必要はございません。）

※ 窓口での申請受付は、これまでどおり継続します。

■ 申請期限

工事着手日の7日前（仮設工事を含む）までに申請を行ってください。

※申請は24時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、

次の開庁日が工事着手7日前までになるように、電子申請手続きを行ってください。

■ 申請に必要な書類

以下の書類を電子申請時に添付してください。（全て、PDF形式）

- ① 届出書（様式第一号） ※1
- ② 計画表（別表1、または別表2、または別表3）
- ③ 位置図
- ④ 工程表
- ⑤ 図面又は写真 ※2

※1 届出書類の原本は、届出日から5年間保管してください。

※2 添付書類のファイルサイズの合計が20Mバイトを超えないように調整願います。

申請の流れ

（1）「堺市電子申請システム」へのアクセス

堺市ホームページ → 市政情報 → 行政運営・計画・指針 → ICT・情報化
→ 堺市電子申請システム → 申請できる手続一覧（事業者向け手続）
→ 手続名から、「建設リサイクル法に基づく届出（道路敷地内工事）」を選択し、申請作業を行う。

※ 利用者登録後、申請可能となります。

（2）申請作業

ホームページの指示に従い、必要書類をアップロードし、申請を行う。

（3）届出済通知書の送付

堺市担当職員による確認作業後、利用者登録時に設定されたメールアドレスへ、受理完了のお知らせメールを送付しますので、メールに記載のURLにアクセスし、受付番号が記載された「受領書」「届出済シール（印刷用）」をダウンロードしてください。

※ 「受領書」は、届出書類の原本とともに、届出日より5年間保存してください。

※ 「届出済シール（印刷用）」を印刷し、工事現場に掲げる標識に貼付してください。